

## 最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見の聴取に関する公示

佐賀労働局一般公示第32号

佐賀地方最低賃金審議会は、佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くので、佐賀県の区域内で事業を営む使用者又はこれらに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和5年9月25日までに、佐賀地方最低賃金審議会（佐賀市駅前中央3丁目3番20号佐賀労働局賃金室内）あて提出されたい。

令和5年9月5日

佐賀労働局長 重 河 真 弓